

豊前市特産品開発促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、豊前市に関する特産品の開発及びその販売を促進し、情報発信することにより、豊前市の知名度の向上、産業の振興及び地域の活性化を図るため、豊前市補助金交付規則(昭和43年規則第10号)で定めるもののほか、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「特産品」とは、市内で生産される農林水産物を使用して加工又は製造された農林水産物加工品をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象事業者」という。)は、市内に住所を有する個人又は市内に事業所を有する法人若しくは団体であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市税等の滞納がないこと。
- (2) 補助対象事業を継続できると認められる事業実績又は見込みがあること。
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体等でないこと。
- (4) 豊前市暴力団排除条例(平成22年条例第15号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団でないこと。
- (5) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員が団体の構成員になっていないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体等でないこと。
- (7) 申請年度内において、国、地方他公共団体等による他の補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 特産品を開発し、又は既存の特産品を改良し、新しく商品化する事業
- (2) 新しく商品化された特産品の販売を促進するための事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、50万円を限度とする。この場合において、算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助対象事業者が補助金の交付を申請しようとする場合は、豊前市特産品開発促進事業補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添付し、市長が別に定める期日までに申請しなければならない。

- (1) 特産品開発促進事業計画書及び収支計算書
- (2) 納税証明書
- (3) 食品営業許可書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否及び補助金額を決定し、豊前市特産品開発促進事業補助金交付決定(却下)通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

(豊前市特産品開発促進事業審査委員会)

第9条 前条に規定する決定を行うに当たり意見を聴くため、豊前市特産品開発促進事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

2 審査委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 産業建設部長
- (2) 総合政策課長
- (3) 農林水産課長
- (4) 豊前商工会議所が推薦する者
- (5) 学識経験者

(事業計画等の変更承認)

第10条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定後に次の各号に掲げる事業計画等の変更があった場合は、豊前市特産品開発促進事業補助金交付対象事業(変更・中止)承認申請書(第3号様式)により、市長に申請しなければならない。

- (1) 第4条で規定する補助対象事業の内容に変更がある場合
- (2) 事業を中止する場合

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、豊前市特産品開発促進事業補助金交付対象事業（変更・中止）承認（却下）通知書（第4号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 補助金は、原則として第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、市長が事業遂行上必要と認めるときは、第8条に規定する補助金の交付決定後に概算払により交付することができるものとする。

2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、豊前市特産品開発促進事業補助金概算払請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、豊前市特産品開発促進事業実績報告書（第6号様式）に必要書類を添付し、市長に報告しなければならない。この場合において、第10条の規定による補助対象事業の中止の承認を受けたときも、また同様とする。

（補助金の額の確定等）

第13条 市長は、前条に規定する実績報告書を受領したときは、交付すべき補助金の額を確定し、豊前市特産品開発促進事業補助金交付確定通知書（第7号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（交付請求）

第14条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者が補助金の交付を請求するときは、豊前市特産品開発促進事業補助金交付請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（書類、帳簿等の保存）

第15条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を事業が完了した年度の翌年度以後5年間保存しなければならない。

（補助金の交付決定等の取消し及び返還）

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがで

きる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - (2) その他市長が交付決定を取消すことが適当であると認めたとき。
- (その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年8月11日告示第73号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年2月10日告示第9号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表 (第5条関係)

補助対象経費	補助率
(1) 特産品開発研究及び市場調査に要する経費 (原材料費, 技術コンサルタント料, 旅費, 加工費, 消耗品費, 印刷製本費, 通信運搬費, 会議費, 会場借上費, 機械装置の購入, 工具, 器具の購入, レンタル料等)	補助対象経費の2分の1以内とする。ただし、50万円を限度とする。
(2) 品質検査の経費及び栄養成分の分析に要する経費 (試験分析費 (品質検査費, 成分分析費等))	
(3) 登録商標等に要する経費 (商標登録に係る経費等)	
(4) 商品のパッケージ, ラベル等の製作に要する経費 (デザイン費, 謝金, 印刷製本費, 旅費等)	
(5) 販売促進に係る広告及び宣伝に要する経費 (マーケティング調査費, 広告宣伝費)	
(6) コンクール及び各種イベントへの参加に要する経費 (旅費, 謝金, 借上げ費, 加工費, 印刷製本費, 出店料, 広告料, 運搬費)	